第千六百四十号

月 曜 日

告 示

都市計画事業の事業計画の変更認可......

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し (七件)......

平成十八年

二月十三日

目 次

開発行為に関する工事の完了について......

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について (二件)......

告 示

山梨県告示第七十四号

うに保安林の指定を解除する予定である。 森林法(昭和二十六年法律第二百四十九号)第二十六条第二項の規定により、 次のよ

平成十八年二月十三日

山梨県知事 Щ 本

栄

彦

解除に係る保安林の所在場所

大月市七保町瀬戸字小金沢土室三〇六四の一 (次の図に示す部分に限る。)

保安林として指定された目的

水源のかん養

Ξ 解除の理由

道路用地とするため

る。) (「次の図」は、省略し、 その図面を山梨県庁及び大月市役所に備え置いて縦覧に供す

山梨県告示第七十五号

業の事業計画の変更を認可したので、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第六十三条第一項の規定により、都市計画事 同法第二項において準用する同法第六十二条第一

項の規定に基づき、次のとおり告示する

平成十八年二月十三日

山梨県知事 Щ

本

栄

彦

施行者の名称

都留市

都市計画事業の種類及び名称

都留都市計画公園事業六・五・一号都留市総合運動公園

Ξ 事業施行期間

昭和五十六年一月十二日から平成二十一年三月三十一日まで

兀

六五

収用の部分 変更

使用の部分 なし

2 1

公 告

六七 六七 六五

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

•

許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

平成十八年二月十三日

山梨県知事

Щ 本 栄

彦

処分をした年月日 平成十八年一月三十日

処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名

商号 有限会社マツザワ建設

2 主たる営業所の所在地 甲州市塩山上粟生野五百十七番地

3 代表者の氏名 松澤一孝

Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 |七)第||||号

兀 処分の内容 屋根工事業、タイル・れんが・ブロック工事業及び内装仕上工事業に

係る一般建設業の許可の取消し

五 処分の原因となった事実(平成十八年一月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止

した旨の届出があった。

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

梨 県 公 報 第千六百四十号 平成十八年二月十三日

Щ

六六

平成十八年二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年一月十六日
- 二 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 小野建設株式会社
- 2 主たる営業所の所在地 甲府市緑が丘一丁目二番四号
- 3 代表者の氏名 小野薫
- 二 許可番号 山梨県知事許可 (特 一二)第一三四八号
- 旨の届出があった。
 五 処分の原因となった事実 平成十八年一月十日付けで四に掲げる建設業を廃止した 五 処分の原因となった事実 平成十八年一月十日付けで四に掲げる建設業の許可の取消し 業、内装仕上工事業、熱絶縁工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事・ブロック工事業、鉄筋工事業、板金工事業、ガラス工事業、塗装工事業、防水工事四 処分の内容 建築工事業、大工工事業、左官工事業、屋根工事業、タイル・れんが
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成十八年二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 一 処分をした年月日 平成十八年一月三十日
- | 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 一 商号 深松工務店
- 2 主たる営業所の所在地 山梨市市川千百二十六番地
- っ 代表者の氏名 深松英幸
- 一 許可番号 山梨県知事許可 (般 一三)第五一八四号

- した旨の届出があった。
 五 処分の原因となった事実
 平成十八年一月二十五日付けで四に掲げる建設業を廃止
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

平成十八年二月十三日第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 処分をした年月日 平成十八年一月三十日
- 一 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 池川工業有限会社
- 2 主たる営業所の所在地 大月市七保町下和田千六百七番地三
- 3 代表者の氏名 池川幸男
- 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第五四八〇号

Ξ

ブロック工事業、鋼構造物工事業、ほ装工事業、しゅんせつ工事業、内装仕上工事業四、処分の内容、土木工事業、大工工事業、石工事業、屋根工事業、タイル・れんが・

及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し

した旨の届出があった。
五 処分の原因となった事実 平成十八年一月二十三日付けで四に掲げる建設業を廃止

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

•

第百号) 第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法 (昭和二十四年法律

平成十八年二月十三日

山梨県知事 山 本 栄

彦

- 処分をした年月日 平成十八年一月三十日
- 処分を受けた者の商号又は名称、主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 1 商号 株式会社光徳建設
- 2 主たる営業所の所在地 南アルプス市上宮地千二百十八番地
- 3 代表者の氏名 依田光鐘
- 三 許可番号 山梨県知事許可 (般 一四)第五五五七号
- 工事業及び水道施設工事業に係る一般建設業の許可の取消し四 処分の内容 土木工事業、とび・土工工事業、石工事業、ほ装工事業、しゅんせつ
- した旨の届出があった。
 五 処分の原因となった事実 平成十八年一月二十四日付けで四に掲げる建設業を廃止
- 建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十八年二月十三日

山梨県知事 山 本 栄 彦

- 処分をした年月日 平成十八年一月四日
- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 三恵電工
- 2 主たる営業所の所在地 上野原市上野原千六百七十番地二
- 代表者の氏名 久島均
- 許可番号 山梨県知事許可(般 一六)第七九八八号
- 兀 処分の内容 電気工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 五 た旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成十七年十二月七日付けで四に掲げる建設業を廃止し

建設業の廃止の届出に基づく許可の取消し

第百号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり許可を取り消した。 許可を受けた建設業を廃止した旨の届出があったので、建設業法(昭和二十四年法律

平成十八年二月十三日

山梨県知事 Щ 本 栄 彦

- 処分をした年月日 平成十八年一月十日
- 処分を受けた者の商号又は名称、 主たる営業所の所在地及び代表者の氏名
- 商号 吉田土木
- 2 主たる営業所の所在地 韮崎市清哲町樋口六百二十二番地
- 代表者の氏名 吉田仁
- Ξ 許可番号 山梨県知事許可(般 一四)第八四六三号
- 処分の内容 土木工事業に係る一般建設業の許可の取消し
- 止した旨の届出があった。 処分の原因となった事実(平成十七年十二月二十二日付けで四に掲げる建設業を廃
- 開発行為に関する工事の完了について

関する工事は、完了した。 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る開発の行為に

平成十八年二月十三日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

甲斐市竜王字新堰下三〇〇七の一〇及び三〇〇七の一一の区域

開発許可を受けた者の住所及び氏名

南巨摩郡鰍沢町七百三十一番地三(野中英男・野中美砂子

Щ

梨

県 公 報

第千六百四十号

平成十八年二月十三日

道 公共施設の種類 路 次の図のとおり 位 置 及 び X 域

(「次の図」 は 省略し、その図面及び関係書類を峡中地域振興局建設部及び田富 に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号)第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 開発行為及び公共施設に関する工事の完了について 完了した。

•

平成十八年二月十三日

山梨県知事 Щ 本 栄

彦

開発区域 (工区) に含まれる地域の名称

南巨摩郡鰍沢町字起シ五六、五七、 六二、六三の一、六三の二、六四の二、 六四の

二 公共施設の種類、位置及び区域 五、六四の七及び八八の二の区域

水道 公共施設の種類 路路 次の図のとおり 位 置 及 び X 域

鰍沢町役場に備え置いて縦覧に供する。) (「次の図」は、 省略し、その図面及び関係書類を峡南地域振興局市川建設部及び

Ξ 開発許可を受けた者の住所及び氏名

南巨摩郡鰍沢町二十三番地 原田貞夫

開発行為及び公共施設に関する工事の完了について

•

に関する工事及び開発行為のうち公共施設に関する工事は、 都市計画法 (昭和四十三年法律第百号) 第二十九条第一項の許可に係る次の開発行為 完了した。

平成十八年二月十三日

山梨県知事

Щ

本

栄

彦

開発区域(工区)に含まれる地域の名称

中巨摩郡田富町臼井阿原字五丁田七九八の一、七九八の九、七九八の一〇、七九八

二 公共施設の種類、位置及び区域 の一一及び七九八の一二の区域